

令和8年度 (R8. 8月～)

佐太小学校いじめ防止基本方針

～いじめ防止対策推進法準拠～

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

佐太小 人権宣言

- ①一人一人を大切に
- ②困ったとき助けてもらえる
- ③支え合う 認め合う



鹿島ふれあい学園
松江市立佐太小学校



1. いじめを未然防止するための行動計画

「いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、すべての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止の取組」を行います。

①学力の向上

- 児童一人一人が目標に向かって努力し、自信を得られる授業づくり。
- 総合的な学習等を中心とした体験活動の充実。
- 人権教育を基盤として、人権感覚の高揚を図る取り組み。
- 情報モラルや情報活用能力の育成のための保護者や地域との連携・協力。

②こども集団の育成

- 「佐太小人権宣言」の具現化ができるような取り組み。
- 居場所づくりや絆づくりを大切にしたい、魅力ある学級・学校づくりの推進。
- 特別な支援や配慮を要する児童に対する理解教育の推進。
- 「アンケートQ-U」、「学校生活アンケート」等の活用。
- 特別活動、児童会活動等での異学年交流の充実。

③教職員間の情報交換と研修

- いじめの問題に関する教職員研修の実施。
- 全校児童を育てる姿勢で、児童理解と情報交換に努める。
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校対応を評価。

④保護者・地域との連携

- 「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページに掲載。
- 学校公開や学校評価等の実施。
- PTAや学校運営協議会での評価・検討。

2. いじめを早期発見するための行動計画

いじめの問題には、「早期発見・対応」が重要です。教職員をはじめ、児童に関わる全ての大人が連携し、ささいな変化にも気付き、対応していくことが大切です。

①情報の収集

- 教職員による児童の日々の観察。
- 担任と児童・保護者が連絡を密にとるための日記や連絡帳、電話等の活用。
- 必要に応じた教育相談や家庭訪問の実施。
- 保健室来室児童の様子や相談内容による児童理解。
- 児童や保護者からの相談や訴え等に対する真摯な対応。
- 保護者や児童に関わるボランティア関係者などとの積極的な連携。
- 「こころのアンケート」や年2回の「アンケートQ-U」等を実施。
- 面談や「児童の生活アンケート」の実施による、家庭の様子や心配事等の把握。

②相談体制の確立

- 相談窓口（担任・養護教諭・なかよしポスト・スクールカウンセラー）の設置。
- 日常の学校生活の中での教職員の声かけ等による気軽に相談できる環境づくり。
- 全児童を対象とした教育相談（毎学期1回以上）。必要に応じて児童と話し合う日常相談。
- 児童の相談に対して、いじめの対象になったり、さらなるいじめの助長がされたりしないような細心の

注意を払った聞き取り。

③情報の共有

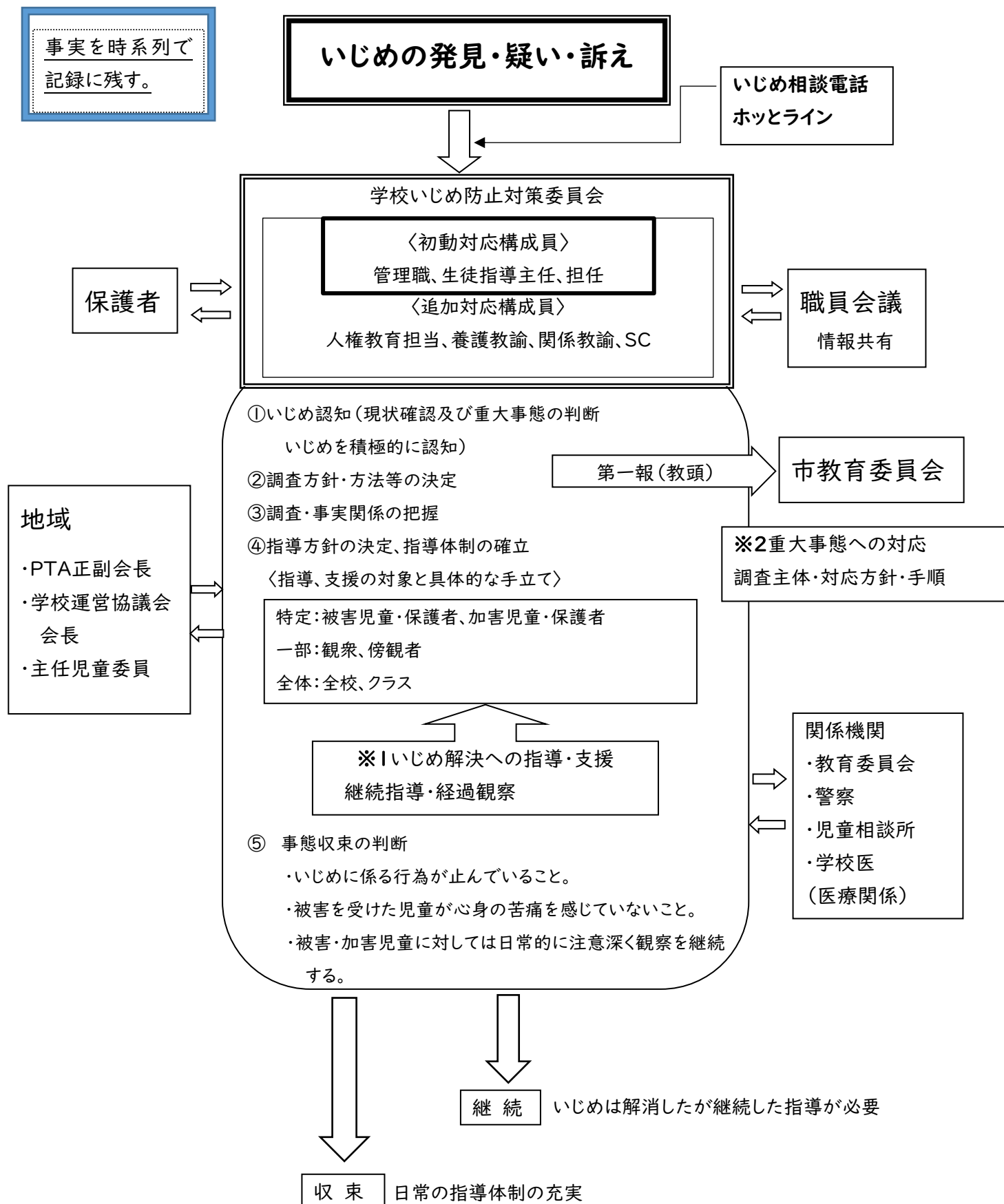
- 何でも話し合える教職員集団づくり。
- 「佐太っ子を語る会」で児童の情報交換・共通理解。
- 進級時の引き継ぎ。

未然防止・早期発見のための年間計画

Ⅰ学 期	Ⅱ学 期	Ⅲ学 期
・個人面談 ・佐太っ子を語る会 ・アンケートQU(Ⅰ回目) ・教育相談週間 ・なかよしポスト ・こころのアンケート(2年生以上対象) ・児童の生活アンケート(全学年)	・佐太っ子を語る会 ・教育相談週間 ・なかよしポスト ・アンケートQU(Ⅱ回目) ・こころのアンケート(全学年) ・児童の生活アンケート(全学年) ・保護者面談 ・人権集会	・なかよしポスト ・こころのアンケート(全学年) ・児童の生活アンケート(全学年) ・佐太っ子を語る会 ・いじめ問題への学校の取組 - 振り返りシート

※夏季休業中に、学校いじめ防止基本方針の見直し、アンケートQU(Ⅰ回目)活用シートの作成、いじめの問題に関する教職員研修を行います。

いじめを発見した時の行動計画（緊急時の組織的対応）



※1と※2は次頁に記載

※1 いじめ解決への指導・支援

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

【被害児童及び保護者への対応】

- ・思いを受け止め、支える。
- ・児童の状況に合わせた継続的な心のケアを行う。
- ・解決への道筋を提示する。
- ・解決への展望を持たせる。

【加害児童及び保護者への対応】

- ・自らの課題に気付かせる。
- ・問題解決の取り組みや指導の過程を提示する。
- ・問題解決の取り組みや指導の過程を提示する。
- ・資質向上や本人の改善につながるような指導を実施する。

【加害の児童以外への対応】

- ・全体で加害行為を黙認しない態度を共有する。

※2 重大事態への対応

重大事態への対応

○調査主体 教育委員会が調査主体の判断をし、その指示を受けて対応する。

○対応方針

教育委員会の指導・助言を受けながら、連携して対応する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応する。

○手順

- ・教育委員会担当課への報告
- ・事実確認（背景事情、学校教職員の対応も含む。）
- ・被害児童及び保護者への対応（情報提供・説明・心身のケア等）
- ・加害児童及び保護者への対応（情報提供・説明・指導等）
- ・周囲及び全校児童・保護者への対応
- ・教育委員会へ調査結果の報告